

# 令和7年度 静岡県西部・中東遠地域大規模氾濫減災協議会 遠州流域治水協議会

## 今後の予定

---



# 1. 今後の予定

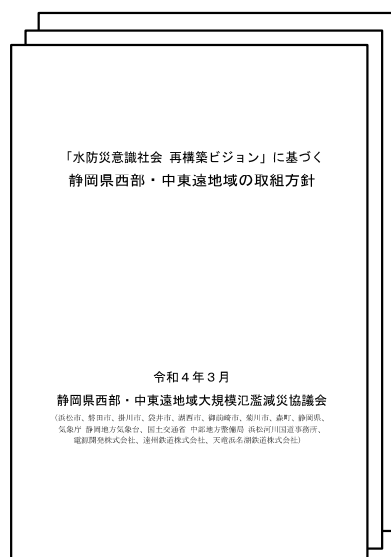
- 本会議は3月19日に実施する予定である。また、遠州流域治水オフィシャルサポーター懇談会は、年度明けに実施予定である。
- 大規模氾濫減災協議会については、これまで取組方針（右下図参照）にもとづいて、取組実施・フォローアップを実施してきた経緯がある。ただし、本取組方針の目標年度は令和8年度までとされていることから、次年度協議会において取組方針の改定（令和9年度～令和13年度）についても協議等を実施する予定である。

令和8年2月20日 令和7年度「静岡県西部・中東遠地域  
大規模氾濫減災協議会」「遠州流域治水協議会」幹事会

令和8年3月19日 令和7年度「静岡県西部・中東遠地域  
大規模氾濫減災協議会」「遠州流域治水協議会」協議会

今回

令和8年4月以降 遠州流域治水オフィシャルサポーター懇談会



本取組方針の目標年度は令和8年度まで  
とされていることから、次年度協議会において  
取組方針の改定（令和9年度～令和13年度）  
についても協議等を実施する予定

## 「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく静岡県西部・中東遠地域の取組方針について

本協議会は、「水防災意識社会」を再構築することについて、これまでの各河川管理者の設立した協議会を統合し、本地域がより一体となって、減災のための取り組みを推進するためのものである。本地域の減災のための目標を共有し、円滑かつ迅速な避難、適確な水防活動等、大規模氾濫時の減災対策としてこれまでの経緯を踏まえ、構成機関が計画的・一体的に取り組む事項について検討を進め、その結果を「静岡県西部・中東遠地域の取組方針」（以下、「取組方針」という。）としてとりまとめ推進してきたが、令和3年度に計画期間が完了となる。このため、現行の取組方針（令和2年5月）をもとに今後5カ年（令和4年度～）の地域の取組方針を見直し、避難や水防対策等を継続的に推進するとともに、各河川で進められている「流域治水プロジェクト」の取組内容と連携を図っていく方針とする。

### 具体的な内容

#### ①水害リスク情報の共有による確実な避難の確保

- ・ 確実な避難指示の発令に向けた取組
- ・ 避難指示などを計画的に関係者が取り組むための事前行動計画等の策定
- ・ 要配慮者施設における確実な避難に向けた取組
- ・ 水害リスク情報等の共有に向けた取組
- ・ 自主防災体制の強化
- ・ 水災害教育の充実
- ・ 避難行動を促す取組
- ・ 円滑で確実な避難に資する情報発信

#### ②洪水氾濫による被害軽減のための水防活動・排水活動等の取組

- ・ 地域での水防活動の継続的な実施に向けた取組
- ・ 氾濫水を迅速に排水するための取組
- ・ 流域の市町と河川管理者が一体となった総合的な治水対策の推進
- ・ 河川における機能の確保
- ・ 施設能力を上回る洪水への対応
- ・ 被害軽減のための迅速かつ的確な水防活動、排水活動に資する基盤等の整備
- ・ 河川管理施設の整備等に関する事項
- ・ 被害対象を減少させる対策

本協議会で概ね5年間(令和8年度まで)に達成すべき減災のための目標を定め、本地域が一体となって取り組みを推進する。

## 5年間で達成すべき目標

### ①逃げ遅れによる人的被害をなくすこと

水害リスク情報等を共有することにより、流域全体で防災意識の向上を図り、要配慮者利用施設等を含めて命を守るための確実な避難を実現すること

### ②氾濫発生後の社会機能を早期に回復すること

水害による社会経済被害を軽減し、氾濫が発生した場合でも早期に社会経済活動を再開できる状態に回復すること

上記目標の達成に向け、以下の取組を実施する。

### ①水害リスク情報の共有による確実な避難の確保

- ・住民に防災を意識してもらうための取組
- ・住民に避難行動してもらうための取組

### ②洪水氾濫による被害軽減のための水防活動・排水活動等の取組